

一般建築物石綿含有建材調査者
修了考查問題

試験日 _____ 月 _____ 日

受講番号 _____

氏名 _____

令和5年度 一般建築物石綿含有建材調査者修了考査問題

以下の設問のうち該当するものを1つ選び、解答用紙の該当する記号の[○]を鉛筆などで塗りつぶしてください。

建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1・2（3点×6）

【問 1】 「石綿について」に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① 石綿とは蛇紋石族造岩鉱物のクリソタイルおよび角閃石族造岩鉱物群のアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クロシドライト、トレモライト、あるいはそれらを1つ以上含む混合物をいうと定義されている。
- ② 石綿障害予防規則においては、「石綿等」とは石綿もしくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物をいう。
- ③ 石綿のうち、工業的に使用された石綿の約9割以上がアモサイトである。
- ④ 石綿は、紡織性、高抗張性、不燃・耐熱性、耐摩耗性、耐薬品性、耐腐食性、絶縁性、親和性、経済性等の多くの優れた性質を有する。

【問 2】 「石綿の有害性」に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① 中皮腫は、中皮細胞に由来する胸膜・腹膜・心膜・精巣鞘膜より発生する腫瘍であり、胸膜中皮腫の発症リスクは、最近では平均10年前後である。
- ② 石綿肺は大量に石綿を吸入することによって発症する。臨床的には間質性肺炎の原因が石綿粉じんの吸入である場合に「石綿肺」と診断される。
- ③ 吸入性石綿繊維については、世界保健機関（WHO）やILOでは、長さとの比（アスペクト比）を3：1以上でかつ幅3 μ m未満としている。
- ④ 胸膜プラークは壁側胸膜に生じる局所的な肥厚であり、肉眼的には白色～象牙色を呈し、凹凸を有する平板状の隆起として認められ、石綿関連疾患の労災・救済認定の際の重要な医学的所見である。

令和5年度 一般建築物石綿含有建材調査者修了考査問題

【問 3】 「石綿障害予防規則の概要」に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① 事業者は、石綿等の取扱いもしくは試験研究のための製造等に伴い、石綿等の粉じんを発散する場所において、常時作業に従事する労働者について、1か月を超えない期間ごとに従事した作業の概要等を記録し、その作業に従事しなくなった日から40年間保存する必要がある。
- ② 事業者は、石綿等の取扱いもしくは試験研究のための製造等に伴い、石綿等の粉じんを発散する場所に常時従事する労働者について、雇入れまたは当該業務の配置替えの際およびその後1年以内ごとに1回、所定の健康診断を行う必要がある。
- ③ 事前調査結果報告書に基づく調査の記録については、3年間保存することが事業者には義務付けられている。
- ④ 事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準に関しては、施工業者は、あらかじめ石綿事前調査結果報告システムにより、所轄労働基準監督署長と都道府県知事等に報告を行う必要がある。

【問 4】 「大気汚染防止法（以下「大防法」という。）」に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① 石綿含有建材を大防法では「特定建築材料」と定め、これを含む建築物を解体・改造するときは、一般大気中への石綿の飛散を防止するために、特定建築材料の種類ごとに作業基準が定められている。
- ② 大防法は全国で最低限遵守すべき事項が規定されているため、各地方自治体によっては、この法律の規定より上乘せの基準等を設けている場合がある。
- ③ 事前調査結果等の掲示は公衆を対象に行い、掲示板の大きさは日本産業規格B4判以上とされている。
- ④ 事前調査結果は工事終了後3年間保存する。

令和5年度 一般建築物石綿含有建材調査者修了考査問題

【問 5】 「建築基準法その他関係法令等」に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① 建築基準法における定期報告の対象となる建築物である場合、吹付け石綿および石綿含有吹付けロックウールの使用の有無、使用されている場合の措置の状況についても報告事項となっていることに留意する必要がある。
- ② 廃棄物処理法では、廃石綿等には、レベル1およびレベル2で発生する石綿含有廃材等が該当する。
- ③ 建設リサイクル法では、一定規模以上の建設工事となったときには、分別解体等や特定建設資材の再資源化や対象建設工事の発注者および受注者への事前説明、届出、再資源化完了の報告等が義務付けられている。
- ④ 建設リサイクル法における対象建設工事の届出は、工事着手の7日前までに都道府県または政令指定都市に届出が必要となるが、事前調査の結果を記載することは求められていない。

【問 6】 「建築物石綿含有建材調査とは」に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① 目視調査で、該当材料に石綿の含有が不明な場合、調査者が「みなしとする」か「分析する」かを判断することになっている。
- ② 石綿に関する技術や情報は現時点でも日々新しくなっており、調査者は常に石綿に関する新旧のあらゆる情報をできるだけ多く収集する努力が必要とされる。
- ③ 2022（令和4）年3月に「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン改訂版」が公表された。
- ④ 調査者にとってのリスクコミュニケーションの関係者は、建築物所有者、管理者、解体等工事の施工業者が主であると思われるが、調査結果に対する説明を建築物所有者、管理者、解体等工事の施工業者に代わって、該当地域の住民等に行う場合がある。

書面調査（石綿含有建材の建築図面調査）（3点×13）

【問 7】 「建築一般」に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① 「書面調査」では、建築図面に記載されている石綿含有建材が、そのまま使用されているとは限らないので注意を要する。
- ② 建築基準法第1条には、「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定め」と記されている。建築基準法で定めている仕様は、設計を行う上での推奨値とされている。
- ③ 建築図面から石綿含有建材の記載箇所を効率的に見つける方法として、建築基準法の防火規制に着目する方法と断熱や結露防止、吸音など設計者の設計理念や各建築部位に求められる性能に着目する方法がある。
- ④ 「防火規制」とは、耐火構造、準耐火構造、防火構造、防火区画など、火災による建築物の倒壊や延焼を防止するための規制のことをいう。

【問 8】 「建築基準法の防火規制に着目する方法」に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① 建築基準法の防火規制に基づき耐火構造または不燃材料などが求められる部分にその性能を備えた石綿含有建材が使われることがあった。このような部分にどのような建材が使われているかを調べることで、建築物に石綿含有建材が使用されているかどうかを効率的に調べることができる。
- ② 建築基準法では、国民の生命、健康および財産の保護を図るため、建築物の防火規制を定めており、建築物の用途、規模、地域に応じて、建築物の壁や柱などの主要構造部を耐火構造や準耐火構造とすることなどが義務付けられている。
- ③ 主要構造部とは、壁、柱、床、はり、屋根または階段をいう。
- ④ 防火地域などの一定規模の建築物に対する規制については、戸建住宅には適用されない。

令和5年度 一般建築物石綿含有建材調査者修了考査問題

【問 9】 「防火区画」に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① 高層区画とは、一定面積ごとに防火区画を行い、水平方向への燃え広がりを防止し、避難を円滑にしたり、救助活動におけるリスクを低減することを目的としていて、100～3,000 m²ごとに区画することが定められている。
- ② 堅穴区画とは、階段や吹抜け、エレベーターのシャフト等、縦方向に抜けた部分は、煙突効果によって有害な煙や火災の熱を容易に上階に伝えてしまう。法令により、3層以上の堅穴には、堅穴区画を設けることになっている。
- ③ 面積区画、高層区画、堅穴区画と接する外壁は、区画相互間の延焼を防ぐため、接する部分を含み90cm以上の部分を耐火構造または準耐火構造としなければならない。
- ④ カーテンウォールと床スラブなどとの取り合い部分については、床スラブとカーテンウォールとの間にできる隙間を耐火性能のある不燃材料でふさぐのが一般的であり、多くは吹付け石綿やロックウールなどを使用し、隙間に充填することでふさいだ。

【問 10】 下表の（ ）内に入るAからDの語句の組合せとして、正しいものはどれか。

表 2-6 難燃材・準不燃材や不燃材の要求性能

| 防火材料 | 仕様で規定されたもの | 要求時間 | 用途、要求性能など |
|--------------------|--|-------|---|
| (A) | 鉄、コンクリート、ガラス、モルタルなど (平 12 建告 1400) | (C) | ① 燃焼しないこと ② 防火上有害な変形、溶融、亀裂、その他の損傷を生じないこと ③ 避難上有害な煙、またはガスを生じないこと |
| 準不燃材料 (令第1条第5号) | 15mm 以上木毛セメント板、9mm 以上せっこうボードなど (平 12 建告 1401) | (D) | |
| (B) | 5.5mm 以上難燃合板、7mm 以上せっこうボード (平 12 建告 1402) | 5 分間 | |

※建築物の外部の仕上げに用いる場合にあつては、①②に掲げる要件を満たしているもの。

| | A | B | C | D |
|---|------|------|-------|-------|
| ① | 難燃材料 | 不燃材料 | 10 分間 | 20 分間 |
| ② | 難燃材料 | 不燃材料 | 20 分間 | 10 分間 |
| ③ | 不燃材料 | 難燃材料 | 10 分間 | 20 分間 |
| ④ | 不燃材料 | 難燃材料 | 20 分間 | 10 分間 |

令和5年度 一般建築物石綿含有建材調査者修了考査問題

【問1 1】 「設計者の設計理念や要求性能に着目する方法」に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① 機械室や電気室などに設置された設備機器からの騒音の発生する箇所では、壁・天井などに吸音目的で吹付け石綿が施工された。
- ② 建築物の最上階のスラブ下には、太陽光による熱の伝導を緩和したり、空調負荷を軽減する目的で、断熱材として石綿含有保温材を施工する例が多い。
- ③ 金属性の折板屋根には、断熱、結露防止の目的で石綿含有断熱材も使用された。
- ④ プラント設備や建築物の設備配管のエルボやチーズ、バルブ関係の曲がり部や配管付属品回り、機械室のヘッダー・ポンプなどの機器の保温、断熱、結露・凍結防止のために石綿を含有する保温材が使用された。

【問1 2】 「レベル1の石綿含有建材」に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① レベル1の石綿含有建材の使用目的には耐火や断熱・結露防止、吸音があり、目的によって種類を限定できることがある。
- ② 湿式工法による石綿含有吹付けロックウールは表面が柔らかく、吸音（遮音ではない）に向いている材料のため、その性能が求められる部位に使用されていると推測できる。
- ③ 湿式工法で施工された石綿含有吹付けロックウールは、1990（平成2）年ごろまで石綿を添加していたことが確認されており、1995（平成7）年までは石綿の添加を行っていたことを前提として調査を行うことが望ましい。
- ④ 石綿含有吹付けバーミキュライトは、石綿の含有率が他の建築用仕上塗材より高く、除去時に石綿の発じんリスクが大きいことから、石綿則においてレベル1として位置づけられている。

令和5年度 一般建築物石綿含有建材調査者修了考査問題

【問13】 「レベル2の石綿含有建材」に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① けい酸カルシウム板には第1種と第2種がある。第1種はレベル2建材に区分されており、厚さは6・8・12mmなどと薄いため、けい酸カルシウム板第2種と見分けることができる。
- ② 石綿含有けいそう土保温材は、鋼管やタンクなどの周囲に塗る塗り材である。塗り込むためのつなぎ材として石綿が添加された。
- ③ 煙突用石綿断熱材の代表的な製品であるカポスタックは、主材料としてアモサイトを使用し、石綿の含有率は90%程度であった。
- ④ 結露防止を目的として、屋根用折板にクリソタイルを主原料とした石綿紙を鋼板に接着材で貼り付けることがあった。この場合、石綿紙が貼り付けられているように見えないことがあるため、よく観察し、見逃さないように調査を行う必要がある。

【問14】 「レベル3の石綿含有建材」に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① 「石綿(アスベスト)含有建材データベース」では、商品の約95%がレベル3の石綿含有建材であることがわかる。
- ② 石綿含有成形板等の各建材メーカーは、自主的に、1989(平成元)年7月製造分より石綿含有建材であることを示すアルファベットの「a」の字を石綿成形板の見やすい個所に表示し、識別を容易にしている。
- ③ 「無石綿」「無石綿製品」の表示は、製造時の基準におけるものであり、現在の0.1重量%基準では、それだけで石綿なしとは言えない。
- ④ レベル3の製品には各種の表示があるが、JISで規定されているものではない。

【問15】 「石綿含有建築用仕上塗材」に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① 石綿含有建築用仕上塗材については、2020(令和2)年の法改正で建築用仕上塗材の除去に関する作業標準が改めて定められ、隔離養生および負圧管理は不要となった。
- ② 大防法ではレベル1～3以外の建築用仕上塗材として分類されており、石綿則ではレベル3相当の扱いとしているが、レベル3建材とは異なる作業基準を規定している。
- ③ 建築用仕上塗材に分類されている吹付けバーミキュライト、吹付けパーライトについては、石綿が含有されている場合は石綿含有吹付け材に該当し、レベル1の措置が求められる。
- ④ 石綿含有建築用仕上塗材については、主材に石綿が含有している可能性があるが下地調整塗材には石綿が含有している可能性はない。

令和5年度 一般建築物石綿含有建材調査者修了考査問題

【問16】 「石綿含有建材情報の入手」に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① 「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、石綿含有建材が全て登録されているため、「データベースにない」等として「石綿なし」の根拠とすることができる。
- ② データベースの検索はフリーキーワードの入力が可能であり、設計図書等に記載されている商品名、メーカー名等での検索ができる。
- ③ 検索結果の画面には、商品名、建材名、型番・品番、製造時のメーカー、製造期間、含有率、種類、不燃材料認定が表示される。
- ④ 検索結果を印刷する際は、データベースで調査した年月日になるので、調査結果の報告書に添付する際には、調査ごとに印刷する。

【問17】 「書面調査とは」に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① 石綿調査の第1段階は設計図書の調査（書面調査）から始まる。
- ② 書面調査は、既存の情報からできる限りの情報を得るとともに、現地での目視調査の計画を立てるために行う。
- ③ 書面調査は、目視調査の効率性を高めるために行うものなので、調査対象建築物を十分に理解している場合などは、これを省略することができる。
- ④ 2006（平成18）年9月1日の石綿等の製造等が禁止になって以降に着工したことが明らかな建築物等については、それをもって事前調査の結果とし、それ以降の書面調査および目視調査は必要ない。

令和5年度 一般建築物石綿含有建材調査者修了考査問題

【問18】 「書面調査結果の整理、全ての建材のリストアップ」に関する次の記述の文中の（ ）内に入るAからDの語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

- ・ 「(A) から、仕上材料を記入する。」
- ・ 「(B) から、延焼のおそれのある部分を確認し、防火・耐火構造かを確認する。」
- ・ 「(C) から、防火区画等を確認し、防火・耐火構造を確認する。」
- ・ 「(D) から、屋根裏の断熱材、耐火被覆の箇所と種類、各部位の仕上げ仕様等を確認し、記入する。」

| | A | B | C | D |
|----------|-----------|-----|-----------|---|
| ① 内外装仕上表 | 矩計図・断面詳細図 | 配置図 | 平面図 | |
| ② 特記仕様書 | 平面図 | 断面図 | 矩計図・断面詳細図 | |
| ③ 特記仕様書 | 矩計図・断面詳細図 | 配置図 | 断面図 | |
| ④ 内外装仕上表 | 配置図 | 平面図 | 矩計図・断面詳細図 | |

【問19】 「書面調査結果の整理」に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① 目視調査では、各室・各部位ごとに行うので、それぞれごとに、さまざまな設計図書から得た書面調査情報を整理した整理表を作成する。
- ② 現地で実際にどこからどのように調査していくのかの順番は、各階の平面図に示された部屋名や空間名で管理することが望ましい。
- ③ 採取試料については、あらかじめ調査計画段階で発注者と、対象建材、場所、数などの協議をして承認をもらい仮決定しておくことにより現地での調査でその要否または可否あるいは追加の試料採取等、その後の調査が円滑に進められることも多い。
- ④ 建築図面等が全くない場合は、目視調査に記録用紙を持参し、各階を目視の上、各階の概略平面図などのスケッチを作成し、建築物の関係者より事前に建築物概要や竣工年、改修の有無などをヒアリングし、作成したスケッチと併せて目視調査のために整理をしておく。

目視調査の実際と留意点（3点×13）

【問20】 「調査の流れ」に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① 書面調査を行わなかったり、事前の計画や準備をせずに成り行きで調査を行おうとすると、適切な調査道具や装備がないばかりに十分な調査ができなかったり、肝心な部位の調査漏れを生じさせたりして、再調査が必要となる可能性がある。
- ② 再調査は調査者自身の労力とはなるが、調査自体の正確性を高めるので積極的に行う。
- ③ 調査者は改修や解体工事のための事前調査から得られた情報をもとに建築物などの石綿含有建材の有無や取扱い方法を報告することとなる。
- ④ 事前調査では、解体・改修等を行う全ての建材が対象であり、内装の内側や下地等、外観からでは直接確認できない部分についても調査が必要である。

【問21】 「調査フロー」に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① 目視調査では、書面調査で得た情報と現地情報との整合性の確認を行う。まず、建築物所有者、管理者、維持保全業者などの関係者から、改修履歴などをヒアリングする。
- ② 一般的に機械室やビル管理室などの居室、バックヤードの廊下、パイプシャフトの内部床などは、竣工当初の状態が保たれていることが多く、建築物竣工時の建材を見つけるには、このような場所での調査が有効である。
- ③ 調査は、塔屋・屋上部から始まり、最上階フロア、基準階フロア、地下階フロア、1階フロアなどを回り、外構周りを最後に確認する。
- ④ 建築物のヒアリング、書面調査、目視調査、分析調査などを踏まえて、総合的な事前調査結果報告書を作成し、調査依頼者に直接、現状を報告することが望ましい。

【問22】 「事前準備」に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① 調査の前日までに必要な用品や装備を準備しておく。準備する過程で調査の段取り、手順を確認することになり、不足している装備などを揃えておくことができる。
- ② 試料を収納するビニール袋は、メモ書きが可能で口が密閉できる厚肉タイプとし、袋のサイズは2～3種類用意したい。
- ③ 試料採取に際しては呼吸用保護具は国家検定合格品のRS-1またはRL-1の取替え式防じんマスク以上の性能を有するものを用いることが望まれる。
- ④ 調査時の服装のポイントは、「点検」、「調査」または「巡視」などと表示された腕章を装着することや、高所作業の場合には安全靴・墜落制止用器具の着用は必須である。

令和5年度 一般建築物石綿含有建材調査者修了考査問題

【問23】 「目視調査に臨む基本姿勢」に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① 機械室など装置類の障害物がある場合でも、必ず四面を確認する必要がある。
- ② 同一パターンの部屋が続いたり、上下階の往復を何回か繰り返したりした場合は、効率よく調査を進めるため、他の部屋で試料を多めに採取し、それを小分けして他の部屋の分とするよい。
- ③ 該当部屋で採取する場合、採取時はできるだけ対象物が飛散しないように素材を丁寧に扱い、事前にシートを広げておく、ウェットティッシュやHEPAフィルター付き真空掃除機で掃除をすることなどは必須事項である。
- ④ 機械室等狭あい部がある調査では、調査時に柱や壁に作業者が接触し、粉じんが付着する可能性もある。退出時には、作業者の背中や使用した用品等に粉じん等の付着がないことを確認する。

【問24】 「調査時の留意点」に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① 目視調査における最大の留意点は調査ミスをしないうことであり、この調査ミスで最も多いのは調査漏れである。なぜ、ここに石綿含有建材が使われているのか、などと疑いの目を持つことが重要である。
- ② 意匠的、機能的な面や、法や行政指導への対応などを含む設計者や施工者の意図を探ることができれば、同一建築物における類似箇所への石綿含有建材の使用を類推することができる。
- ③ レベル1の石綿含有建材は、鉄骨材の柱・はり・壁に耐火の目的で吹付けられている以外に、機械室や階段室天井、屋上床裏デッキに断熱や吸音目的で施工されている場合もある。また隠ぺい部に施工されている例も多い。
- ④ 現地における調査とは、単に外観を見ることだけではなく、必ず試料採取し分析によって石綿有無の判断根拠を示し、調査を行うことである。

【問25】 「調査者の労働安全衛生上の留意点」に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① 試料採取の注意事項では、吹付け石綿などから石綿の飛散が目視などで確認できるような場合、立ち入り領域に対してHEPAフィルター付き真空掃除機による掃除を試料採取後に行えば、事前に行わなくてもよい。
- ② 採取者だけでなく補助員、立会人も呼吸用保護具を使用する。
- ③ 安全措置が確保できていないような箇所では、決して無理な調査をせず、何よりも安全が第一であり、危険な箇所の場合には、調査報告書に採取不能であった理由を記載すればよい。
- ④ 吹付け石綿などの吹付け材の中にケーブルや管などが埋没していることも考えられるので、試料の採取の際には感電などのおそれがないことを確認する。

令和5年度 一般建築物石綿含有建材調査者修了考査問題

【問26】 「同一と考えられる材料の範囲」「非破壊検査と取外し調査」に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① 調査においては、異なる建材を同一の建材と判断しないようにすることが重要なポイントの1つとなり、同一と考えられる建材の範囲については、色を見たり、触ってみる、叩いてみる、外してみる等により、知識と経験を持って総合的に判断を行う。
- ② 調査は、解体などを伴わない非破壊調査と、一部内装材を解体し調査する取外し調査がある。取外し調査が必要な場合は、できるだけ建材の切断等による取壊しにより行う。
- ③ 非破壊調査で石綿含有建材の有無を判断する場合、点検口や器具の開口部もない場合は、部分的に解体しなければ調査ができないが、解体許可が下りずに調査ができない場合は、調査できなかった部分についてはその理由とともに整合性の確認表などに書き入れ、調査報告書にも必ず記載する。
- ④ 改修工事などにより、二重仕上げや隠ぺい部に使用されているおそれのある箇所は、取外し調査で確認し、試料を採取する。取外し調査を行う場合は、取外しや試料採取前後を撮影し、整合性の確認表と調査報告書に記載する。

【問27】 「改修工事・増築工事を見落とさない調査」に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① 増築や改修を行った場所を見落とさないためには、建築物の所有者へのヒアリングが重要となるが、利用者へのヒアリングはあまり重要ではない。
- ② 天井内などからの判別では、点検口から天井内をのぞくと改修履歴がわかることがある。野縁が不連続になっていることや、野縁に取り付けられているせっこうボードの色が異なっているようなこともある。
- ③ 部分改修工事では、既存壁の上から新たに仕上壁を施工する場合がある。部屋に入ったら平面図でおよその大きさが合っているか確認する。
- ④ 石綿含有建材は外構周りでもよく使用されている。外壁では、新築時の仕上材の上を改修時にパネル構造の仕上材で覆っていることがあり、このようなサイディング材には石綿を含む建材も使用されている。レベル3の石綿含有建材は部分的に改修されている場合や下に隠れている場合もあるため、調査者は注意して調査を進めなければならない。

令和5年度 一般建築物石綿含有建材調査者修了考査問題

【問28】 「調査者による試料採取」に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① 解体・改修のための事前調査においては、石綿含有の有無が明らかにならない場合、石綿等が使用されているものと「みなし」で必要な措置を講ずる場合を除き、試料を採取して、分析による調査を行い、石綿含有の有無を明らかにする必要がある。
- ② 分析結果の代表性を確保するためには適切な位置での試料採取やばらつきを考慮した複数の試料が必要となることを、試料を採取する調査者は理解しなければならない。
- ③ 事前調査については、同一と考えられる建材の範囲ごとに、原則として2カ所以上から試料を採取することを示している。
- ④ 施主からの要請で試料を採取できない場合などは、調査報告書に部位と理由を必ず記載しておく。

【問29】 「試料採取箇所の選定」に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① 採取箇所の選定は、総合的に偏在しておらず、かつ調査対象の代表といえるような部位を選ぶことが望ましい。
- ② 人が出入りするなどして接触する機会の多いドア周辺や、電気スイッチ類の近辺からの採取は避けるようにしたい。
- ③ 使用中の建築物の調査では、試料はできるだけ目立たない場所で採取するよう配慮することが望ましい。
- ④ 目視調査により試料採取が必要な箇所が新たに判明した場合は、順次加えて採取する。そのため、実際の試料採取にあたっては、調査者自身の判断が重要となる。

【問30】 「試料採取の際のその他の留意点」に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① ペンチまたは鋭利な刃物で切り取りながら採取し、採取後の破断面やその周りを濡れたペーパータオルで清掃するか、HEPAフィルター付き真空掃除機で吸引する。
- ② 破断面は適切なシーリング材、補修材で密封する等の飛散防止の措置をとる。
- ③ 天井材の試料採取を行う場合、天井点検口のふた部分の天井材から採取してはならない。
- ④ 複合・複層建材の試料は、一体化した建材の塗装や表面被覆材または接着剤のいずれかの層を採取する。

令和5年度 一般建築物石綿含有建材調査者修了考査問題

【問3 1】 「目視調査の記録方法」に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① 調査報告書に掲載する予定の写真については、2面または3面を意識した写真の構図とし、縦と横を組み合わせたわかりやすい構図としたい。
- ② 現地での写真撮影は、調査者自身がカメラマンとなることが望ましいが、補助員に撮影させた場合でも、報告する写真構図を事前に打ち合わせしておくなど、相互にチェックしながら記録を残していくべきである。
- ③ 網羅的に全ての建材の写真においては部屋ごとに整合性の確認表と、床・幅木・壁・天井・ふところを撮影し、これが全ての建材を確認したことの証拠写真となる。
- ④ 石綿則において、事業者は、事前調査または分析調査を行ったときは、事前調査等の結果に基づき所定の事項の記録を作成し、事前調査を終了した日から3年間保存するものと規定されている。

【問3 2】 「調査者に必要な石綿分析の知識」に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① 建築物内の石綿含有建材の適正管理を行うには、分析機関から得られた分析結果について、調査者が適切に判断・評価することが重要となる。調査者は建材の石綿分析法の概要や技術的な課題などについて知っておく必要がある。
- ② 採取してきた分析試料は整理し、それぞれの分析試料の袋に、試料番号と部屋名、部位、建材製品名、採取年月日が正しく記入されているかを確認し、検体の取違いなどが発生しないように必ず調査者本人が記入から封印まで、責任を持って行うことが望ましい。
- ③ 建材の石綿分析は、採取した試料について、定量分析を行い、石綿が含有しているかどうかを判定する。「石綿含有あり」の試料については、定性分析を実施し、石綿の含有率が「0.1%超」であるか「0.1%以下」であるかを判定する。
- ④ 分析機関から結果速報や分析結果報告書を受領したら、調査者は速やかにチェックを行い、チェックする主なポイントに該当した場合、分析機関にすぐに問い合わせ、その乖離原因の把握、疑問・違和感の解消に努めなければならない。

石綿の有無に関する事前調査結果調査報告書の作成（2点×2）

【問33】 「事前調査結果報告書の作成の流れ」に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① 調査報告書の記載にあたって対象物件概要の建築物所在地は、地番・家屋番号ではなく住居表示を記載する。
- ② ヒアリングの対象になった所有者の情報を詳細に記録する。
- ③ 含有建材、無含有建材の判断根拠は詳細報告書に記載するが、含有建材と「みなす」理由は調査依頼者に尋ねられる場合も多く、簡潔に書くことが必要である。
- ④ 無含有建材の証明は、石綿含有の可能性のある建材について、石綿なしと判断した場合は、その同一と考えられる建材範囲ごとに、判断根拠が明確となるよう記録を作成する。

【問34】 「劣化度の判定」に関する次のAからCの画像と判定の組み合わせについて、正しいものはどれか。



A 面的な状態はよいが、振動などによる筋状の呼吸作用の痕が見られる。



B 吹き放し工法であり、脱落箇所がある。



C 大きな損傷が複数箇所あり、その周辺の繊維に垂れ下がりが見られる。

- | | A | B | C |
|---|------|------|------|
| ① | 劣化 | やや劣化 | やや劣化 |
| ② | やや劣化 | 劣化 | やや劣化 |
| ③ | 劣化 | やや劣化 | 劣化 |
| ④ | やや劣化 | 劣化 | 劣化 |